南関町一般不妊治療費助成事業実施要綱

（目的）

第１条この要綱は、少子化対策の一環として、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、当該治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条この要綱において「一般不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療のうち、保険外診療である人工授精（治療の一環として実施される調剤を含む。以下同じ。）であって次の各号のいずれにも該当しないものとし、文書料や個室料等の治療に直接関係のない費用を除くものとする。

（１）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為

（２）対象者である夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該

妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産

するもの

（助成対象者）

第３条この事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

（１）医療機関において不妊症と診断された夫婦

（２）法律上の婚姻関係にある夫婦

（３）人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦又は夫婦のいずれか

一方が継続して南関町内に住民登録があること。

（４）治療期間の初日における妻の年齢が４１歳未満であること。

（５）他の自治体において同一の助成を受けていない者

（６）町税及び町公共料金の滞納がない者

（７）夫及び妻の前年の所得（児童手当法施行令(昭和４６年政令第２８１号)

第２条に規定する所得について、同令第３条に規定する計算方法により算出

した額をいう。以下同じ。）の合計額（１月から５月までの申請については

前々年の所得の合計額をいう。）が７３０万円未満である者

（助成対象経費）

第４条助成対象経費は、令和元年１０月１日以降に受けた一般不妊治療に要した自己負担額とする。

（助成の額及び期間）

第５条助成金の額は、前条に規定する費用の合計額とする。ただし、夫婦一組に対して年間５万円を限度とし、助成期間は最初の交付から５年間とする。ただし、３年目以降は、医師が必要と判断し、２年を超えて一般不妊治療を受けた対象者に限る。

（助成金の交付申請等）

第６条助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、人工授精を受けた日の属する月の初日から起算して１年以内に、南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業申請書（以下「申請書」という。）（様式第１号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

　ただし、（３）から（５）の書類については、南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業に関する同意書（様式第２号）により申請者の同意を得て南関町で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

（１）南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業受診証明書（様式第３号）（２）人工授精治療に係る領収書

（３）婚姻関係を証明できる書類

（４）住所地を証明する書類

（５）夫及び妻の所得額を証明する書類

（助成の決定及び支払）

第７条町長は、申請者から前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成の承認をしたときは、南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業承認決定通知（様式第４号）により申請者に通知するとともに速やかに助成金を支払うものとする。

　また、助成を認めないときは、理由を付して南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業不承認決定通知（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第８条町長は、虚偽その他不正の行為により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（助成状況の管理）

第９条　町長は、助成の状況を明確にするために、南関町一般不妊治療（人工授精）費助成事業台帳（様式第６号）を備え付けなければならない。

（その他）

第１０条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。